商標登録に関する法務大臣令2026年5号（2026年2月23日施行）による主な変更点

1） 願書に添付すべき書類に出願人の身分証明書（パスポート等）、会社登録情報を追加）（会社情報は弊社で検索して添付します）
2） 実体審査等の手続き早期化（異議申し立てない場合は出願から30日以内）
3） 機能的形状からなる商標の登録を拒絶（詳細は調査中）
4） 商標登録証謄本／抄本は翌日発行
5） 災害等緊急事態に対する救済措置を新設